

Pension Provisions Affecting the Employment of Older Workers, Monthly Labour Review, U. S. Department of Labor, Vol. 96, No. 4, April 1973; No. 140, 72/73.

父親への出産給付

Martin B. Tracy (スウェーデン)

本稿には、健康保険による出産時の現金給付の改正が示されている。

本稿は1973年5月16日の国民健康保険制度の改正によって採用された出産給付の改善を取上げている。この改正により、出産保険は1974年1月1日から両親の保険に名称を改められ、初めて、父親は家庭で新生児の世話をする場合に、現金給付の受給資格を取得することになった。

新しい規定により、働いている両親は家庭に留まり、かつ、現金出産給付を受給できる。両親に対する給付は、事実上では、従来の法律によって支払われる金額より高い。

スウェーデンは母親に2種類の現金出産給付を支払い、1つは一時金で、もう1つは所得比例の金額である。一時金の金額は婚姻、雇用、もしくは、保険の加入状況に関係なく、すべての母親に統一的な同一額となっている。その給付は第一義的には一般歳入から財源を調達される。一時金の金額は約1,080ク

ローネで、これは製造業の女子に対する平均賃金月額約3分の2に等しい。

2番目の給付は収入に関連させられている。受給資格を取得するには、母親は分娩前に9カ月雇用されていなければならないし、かつ、年間2,600クローネの収入——事実上では、製造業の女子に対する年収より少ない——を取得していなければならない。

資格条件を満たす人びとは、従来では、かれらの収入によって日額1～46クローネを支払われていた。給付の算出対象とする収入の最高額は39,000クローネ——女子の平均収入の約2倍——であった。平均では、2種の給付を組合せた給付合計は純収入の約80%を補償することを意図されていた。

父親もしくは母親に現金給付の受給を可能にした1973年の規定は、母親に対してだけでなく、世帯にとって多くの利益をもたらすように工夫された。まず、働いている両親のうち家庭に留まる1人を対象として、現金給付は180日間の休暇期間中支払われる。従来では、母親が仕事に復帰する場合、給付は支給を停止された。父親が家庭で乳児の世話をする場合、母親は仕事に復帰できるし、また、父親は180日のうち残りの部分に支払われる給付を受給するであろう。両親は休暇としてカバーされた期間のうち、休む時期をかれらがどのように使用するかについて選択権ももっている。

新しい給付は家庭に留まる両親の総収入日額の90%で、給付の算出対象とする収入の上限は、1974年に年額54,750クローネであった。給付の最低日額は7クローネから25クローネに引上げられ、最高額は日額52クローネから135クローネになった。

改正前の出産現金給付は所得比例年金により年金権を蓄えるのに含まれな

かった。別な表現をすれば、出産休暇の期間は失われていた。現在では、両親は年金権の取得で利益を得ている。これに対する費用の大部分は、使用者の負担する増額された拠出でカバーされるであろう。賃金の3.2%から3.8%になる拠出の上昇は、1973年改正で規定された疾病手当と歯科医療保険の制度で生ずる費用の増大をカバーするであろう。

新法では、現金疾病給付は両親のうち、10歳未満の病気の子供と家庭に留まる親に対して、1年当たり10日間支払われる。以前では、この休暇に対して、両親のいずれにも現金給付がなんら支払われなかった。

Cash Maternity Benefits for Parents, Social Security Bulletin, No. 11, 1973, pp. 37~39; No. 28. 74/75.

年金の公的委員会勧告

(イスラエル)

本稿には、包括的な年金制度の採用について提出された提案が取上げられている。

本稿はイスラエルの新しい包括的な年金制度の採用について、大蔵省と労働省に提出された主要な提案を示している。

公的な年金委員会は完全な報告と別にその提案を公表する形を選んでおり、完全な報告は調査資料と保険数理的な計算を含んでいるであろう。

提案された制度は老齢、廃疾および遺族の年金を含んでおり、国民保険公社と公認された給付基金の統合された管理機構を基盤とし、次の3段階を経て、採用されることになっていた。

- (a) 法律により全国民に保証されたある統一的年金。
- (b) 法律によって保証され、全賃金取得者に対して「所得の規模」に比例したある段階的年金(「加算年金」と示されている。)
- (c) 主として所得に比例するある補足的な年金。

国民保険公社はまだ保険でカバーされていない人びとの基本年金と補足年金を管理するであろうが、各給付基金はすでに補足年金の被保険者となっている俸給取得者をカバーするであろう。ある新しい法律、つまり、「給付基金法」は将来におけるそれらの基金の機能を規定するであろう。

全国民は基本年金の被保険者となり、加算年金は経済活動人口(俸給取得者、自営業者、キブツの構成員および私的な個別的農業開拓地の居住者)をカバーするであろう。

基本年金の受給資格を取得する年金年齢は、男子が65歳、女子が60歳である。加算年金の受給資格を取得する年齢は、男子が70歳、女子が65歳である。しかし、退職時、もしくは、所得が社会保険法で定めたように減少した場合、その年齢は男子が65歳、女子が60歳になる。

加算年金の計算では、法律は「所得の規模」について概念を規定しており、その規模はこの国の平均賃金の2分の1に等しい金額である。各人の基本年金は次に示す比率で算出した年金の3分の2になるであろう。各人の加算年金は同様にして算出した年金の4分の3になるであろう。また、遺族への加算年金は、国民年金制度を現在規定している基本原則により増額もしくは減額される